

平成20年11月27日（区民会議：課題部会—提案資料）

区民会議の放置自転車の取り組みについての提案

1、取り組み目標について

第2回の区民会議で発言が多かった、

- 1) 駐輪場が少ないことから、『10分位は歩く』。
 - 2) 人込みでは自転車からおりて、『押して歩く』。
 - 3) 駐輪場がまだまだ空いている所もある、『駐輪場を利用する』。
- 他に
- 4) 自転車の『ルール・マナーを守る』も目標としたい。

2、駐輪場の設置について

武蔵小杉駅周辺においては再開発が進行中である、これに伴い必要数の駐輪場の計画があると聞くが、用地の確保等なかなかの困難があるとも聞く。

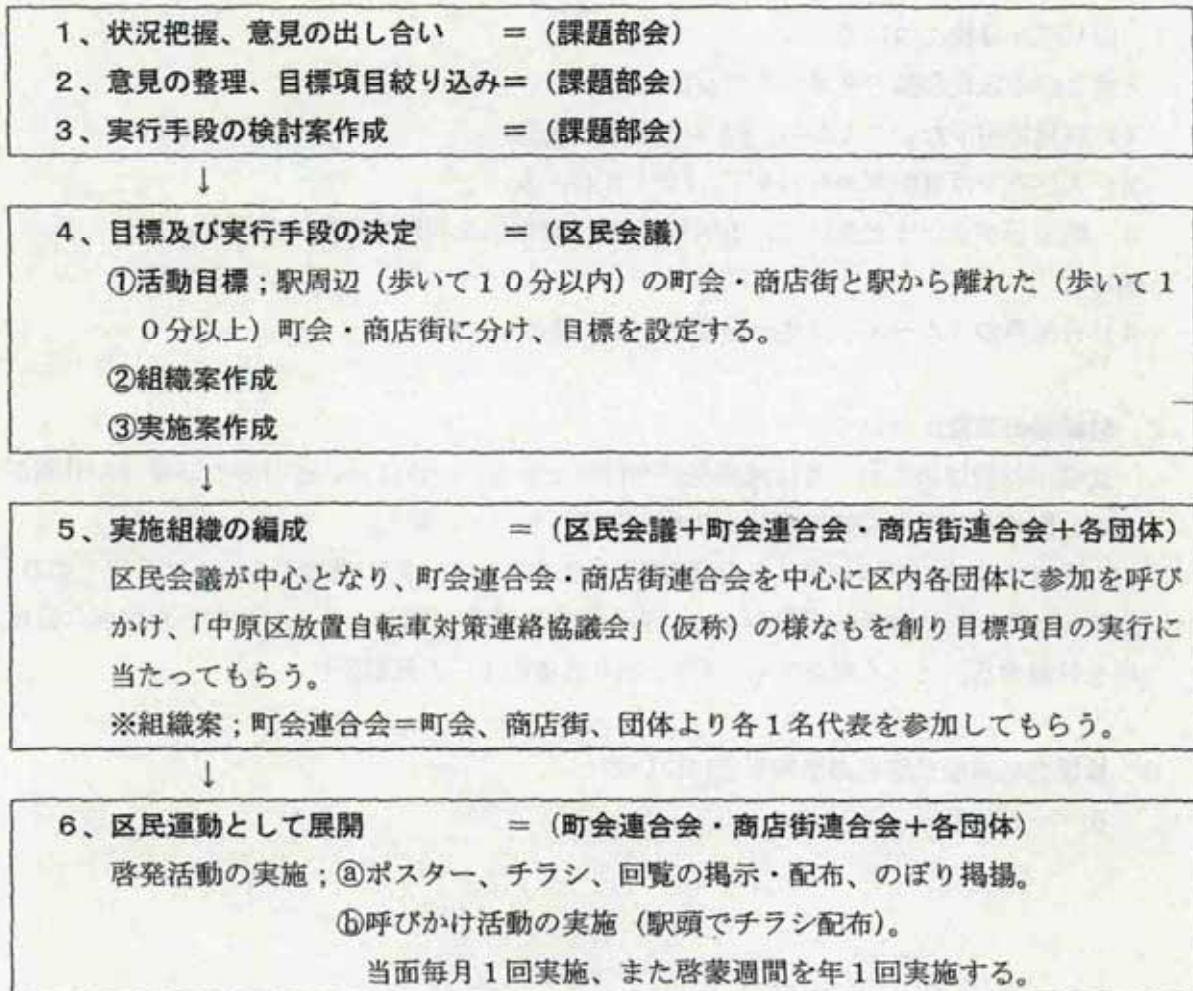
中原区の今後の発展を考えると、駅周辺の放置自転車は更に増加することは必定である。駐輪場は駅至近に無ければならないと言う観念を改め、『駅から10分位離れた場所に駐輪場を設置する』ことを提案する。（取り組み目標の1）の発展型）

3、放置自転車低減啓発の展開手法について

次ページ記載

3、放置自転車低減啓発の展開手法について

個人のモラル・マナーの起因するところでもあるが、区民会議が中心となり広く区民に啓発浸透するよう、次の手方を提案する。



※活動目標の取り組みにおいて各団体はメンバーの居住する地域

※放置自転車取り組み課題部会は、取り組み施行後も進捗の確認のため第2期区民会議終了まで継続する。

なお、地域振興課、自転車と共生するまちづくり委員会は活動の補佐をする。

（課題部会委員 芳賀 誠）

最近の武蔵小杉駅周辺の駐輪状況とその他

この付近、午後に放置自転車が多い。停め方も他人への気遣い全くなし、モラル・マナーは何処へ行った。

①東電横駐輪容認区域外の放置自転車が多くなった。(区域の路上駐輪いわゆる違法駐輪の取締りが厳しくなったため。総数320台、はみだし(違法駐輪)は約100台。)

- ・商店への納品車の交通障害となっている。
- ・乱雑に停める人が多い。夕方帰宅時に、他人の自転車を出し放しにして帰る。
- ・子ども文化センター利用のママチャリの反対側路上駐輪が多くなっている。センターを通じ注意をしているが一向に直らない。
- ・ブックランドに於いてもはみ出し駐輪が多いが、店側も気を使い時々整理している様子である。

②東急南口広場、南1番街、駅前通りは全般に少なくなっている。北詰めのJRガードのスロープの上部に停める人が多く、通行人のジャマになっている。(南1番街、駅前通りでは放置自転車以外に店の商品、看板・のぼりで歩道が塞がれて通れないところが多い。)

③東急南口において、新規開店の店前に買い物客の一時駐輪自転車が東急入りを塞ぐことが多い。

④東急高架下の空き地に駐輪が多い。無秩序はみ出し、ごみ四散

(東急が11月21日区画杭打ち、コーン設置、25日鉄線取り付けと聞くと、22日にはコーンを除け今までどおり駐輪している。)

⑤JR南口、東急北口が喫煙者が多くタバコの吸殻が散乱。また空き缶、空きペットボトルも散乱している。非常に汚い!!(何故か喫煙禁止区域でない、通行者が多い、道が狭い、環境悪化・危険=何とか手立てを考えるべき。中原の玄関。)

⑥タワープレイス正面の公開空地に放置自転車が非常に多くなっている。(11月11日(火)15時の調査では自転車274台、原付・オートバイ11台があった。)

禁止柵中へ無理にいれたり、広げたりして駐輪している。中にはわずかな境界に停めるバイクが多い。(関連しているのか? JR北口広場の放置自転車が少なくなっている。)

(芳 賀)

平成20年度「武蔵小杉駅周辺地域放置自転車台数調査」1回目調査（速報版）

自転車と共生するまちづくり委員会

調査日：11月11日（火）天候／曇り

注：（ ）内斜数字はバイク・オートを示す

調査者：自転車と共生するまちづくり委員会

	場 所	9時台	12時台	15時台	18時台	21時台	
基 準 調 査 場 所	A 区役所前歩道	9 (1)	16 (1)	23 (1)	36 (1)	21 (2)	※A
	B 市民館通り	0 (0)	4 (0)	6 (0)	4 (0)	4 (2)	ヨーカ堂前
	C 市民館通り	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	中原郵便局前
	D 駅前通り（ヨーカ堂前）	19 (0)	189 (2)	156 (0)	140 (0)	109 (1)	～川信まで
	E 駅前通り（マリアンナ）	6 (2)	86 (1)	85 (0)	150 (1)	111 (2)	府中県道まで
	F 東電横	305 (0)	337 (0)	321 (0)	281 (1)	170 (1)	東電所有空地分含む ※F
	G 東急南口	25 (0)	97 (0)	136 (0)	176 (4)	173 (3)	広場及び付近
	H 東急南高架西	21 (1)	9 (4)	5 (5)	15 (9)	22 (10)	歩行者専用路
	I JR南口	9 (0)	38 (2)	61 (2)	81 (2)	72 (2)	フロム跡横
	J 東急北口	72 (1)	112 (1)	146 (2)	137 (2)	53 (2)	高架下の空き地分含む
	K JR北口広場	10 (0)	45 (0)	64 (0)	105 (0)	94 (0)	最近少なくなりつつある
	L 法政通り・ニヶ領脇	76 (4)	71 (4)	38 (3)	67 (6)	43 (7)	ニヶ領脇最近増加
	小 計	552 (11)	1004 (15)	1041 (13)	1372 (26)	872 (32)	
域 外	M-f タワープレイス（正面）	214 (3)	272 (7)	275 (8)	241 (11)	112 (11)	公開空地、歩道含む ※1
	M-b タワープレイス（裏）	8 (3)	19 (7)	14 (4)	14 (3)	8 (2)	歩道 ※2
	N 東計・オアシス周囲	1 (0)	30 (1)	35 (1)	22 (0)	12 (1)	歩道・道路（はみ出し含む）
	O-f 横浜銀行（前）	121 (3)	153 (4)	135 (6)	101 (5)	62 (2)	セツバック・歩道 ※3
	O-s 横浜銀行（東）	8 (1)	21 (2)	27 (3)	36 (3)	19 (2)	歩道
	P-1 新丸子郵便局前	18 (1)	43 (2)	52 (1)	47 (1)	23 (2)	道路 ※4
	P-2 新丸子西口広場	13 (0)	44 (0)	70 (1)	85 (4)	50 (1)	広場・道路及び周囲 ※5
	P-3 新丸子西口歩道	21 (1)	54 (2)	58 (2)	56 (1)	34 (0)	歩道 ※6
	P-4 新丸子東口	16 (2)	30 (3)	37 (3)	30 (3)	23 (3)	道路 ※7
	R 備蓄倉庫横（高架下）	11 (1)	15 (1)	18 (1)	20 (1)	8 (1)	歩道
	S レンタカー裏	6 (2)	6 (2)	6 (3)	6 (3)	4 (3)	水路保繕道路
	T 福祉ビル東（水路沿い）	5 (9)	7 (9)	7 (9)	7 (8)	4 (8)	水路保繕道路
	U ガリバー裏	4 (1)	6 (2)	5 (2)	4 (2)	0 (2)	水路保繕道路
	V フジスポーツ裏	165 (15)	184 (17)	173 (17)	132 (13)	114 (8)	水路保繕道路 ※8
	X 旧消防署裏	10 (35)	10 (36)	11 (42)	9 (36)	7 (22)	水路保繕道路 ※10
	Y 中央橋付近	51 (0)	54 (0)	55 (0)	44 (0)	19 (0)	水路保繕道路
	小 計	672 (77)	948 (95)	978 (103)	854 (94)	449 (68)	
合 計		1224 (88)	1952 (110)	2019 (116)	2226 (120)	1371 (100)	

特記；※A、春の頃より放置自転車が少なくなっている。

※F、東電横は許可を得た民地であるが、放置自転車禁止区域内である。従来の調査でもカウントしている。

※1、禁止表示柵をどかして駐輪。

※2、公開空地に入らず公道上に駐輪。

※3、民地&公道上に駐輪。

※4、西隣バン屋さんの前まで多いときは並ぶ。

※5、禁止表示柵・プラントBOXの間を潜り内側に駐輪。周囲車道駐輪を含む。

※6、歩道が完全に塞がれ車道を歩かなければならない。

※7、東急の駐輪場の入口が塞がれる。

注；東急新丸子駅周辺には、駅から100～200mの範囲に、かなりの放置自転車の隠れ塊がある。その数およそ100台。

※8、バイク・オートバイ多し、車庫化している。街灯も無く夜間不安。

※9、バイク・オートバイ多し、車庫化している。夜間には引き出された自転車が路上に散乱。

※10、バイク・オートバイ多し。

自 転 車 の 交 通 ル ー ル 一 覧 表

違反行為の種類	適 用 条 文	
	根 拠 法 令	罰 則
信号無視	道路交通法第7条	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
通行禁止	道路交通法第8条	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
ブレーキの不良自転車の運転禁止	道路交通法第63条の9第1項 道路交通法施行規則第9条の3	5万円以下の罰金、過失同じ
反射機材等の装置装着義務	道路交通法第63条の9第2項 道路交通法施行規則第9条の4	5万円以下の罰金、過失同じ ※除外…電灯をつけていた場合を除く
二人乗り等の禁止	道路交通法第55条第1項 道路交通法第57条第2項	5万円以下の罰金 5万円以下の罰金又は料料
酒気帯び運転等の禁止	道路交通法第65条第1項	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
傘・携帯電話等、物をもつての運転の禁止	道路交通法第71条第6号	5万円以下の罰金
左側通行等	道路交通法第17条第4項 道路交通法第18条第1項	右側部分通行 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
路側帯の通行	道路交通法第17条の2	2万円以下の罰金又は料料
普通自転車の通行区分	道路交通法第63条の3	2万円以下の罰金又は料料
自転車横断帯の利用	道路交通法第63条の6	2万円以下の罰金又は料料
横断歩道しかないときの横断	道路交通法第2条第3項第2号	自転車を押して渡る（歩行者とみなされる）
通行禁止違反	道路交通法第8条	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
交差点進入禁止	道路交通法第63条の7第2項	なし
割り込み等禁止	道路交通法第32条	5万円以下の罰金
進路変更の禁止	道路交通法第26条の2第2項	5万円以下の罰金
踏切りの通行	道路交通法第33条	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
並進の禁止	道路交通法第19条	2万円以下の罰金又は料料
手放し運転・ジクザク運転・競争	道路交通法第70条	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金 過失10万円以下の罰金
夜間の前照灯 反射機材等の装置装着義務	道路交通法第52条第1項 道路交通法第63条の9第2項 道路交通法施行令第18条第1項第5号	5万円以下の罰金 過失同じ
一時停止	道路交通法第43条	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金 過失10万円以下の罰金
歩行者・自転車専用信号に従う義務	道路交通法第7条	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金 過失10万円以下の罰金
右折の仕方	道路交通法第34条第3項	2万円以下の罰金又は料料
左折の仕方	道路交通法第34条第1項	2万円以下の罰金又は料料
合図の義務	道路交通法第53条	5万円以下の罰金
自転車横断帯による交差点通行		2万円以下の罰金又は料料
普通自転車の歩道通行	道路交通法第63条の4第1項 道路交通法第63条の4第2項	2万円以下の罰金又は料料
幼児や身体障害者の通行の保護	道路交通法第71条第2号	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
高齢歩行者・身体に障害のある歩行者の保護	道路交通法第71条第2号の2	なし
駐停車が禁止されている場所	道路交通法第44条 道路交通法第45条	15万円以下の罰金
※自転車とは ペダル又は、ハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であって、身体障害者用の車椅子、歩行補助者等及び小児用の車以外のもの（人の力を補助するため原動機を用いるものであって、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。（道路交通法第2条第11号の2）		